



国 監 告 第 9 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成22年9月29日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 質問事項

#### 1. 随時監査

##### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

##### (2) 概要

###### ア. 実施期間

###### (ア) 事前調査

平成22年9月3日(金)から平成22年9月15日(水)まで

###### (イ) 実施

平成22年9月21日(火)

###### イ. 対象部局

###### (ア) 生活環境部下水道課

##### (3) 対象事項及び範囲

###### ア. 対象事項

平成22年度国立市下水道事業特別会計（歳出）

（8月31日支払分）

公共下水道使用料徴収経費（第2回）

支払金額 28,375,000 円

予算科目 01.01.01.13（28）

###### イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

##### (4) 手続き

ア. 実施通知 平成22年9月3日（金）

イ. 資料提出期限 平成22年9月14日（火）

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

##### (5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

イ．委託料の支出は適正な時期に行われているか。

ウ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

## (6) 結果

ア．概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

(ア)指摘事項 なし

(イ)要望事項 なし

以上